

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成29年10月27日付け答申第133号)

1 事案の概要

H27.7.10 異議申立人

知事（実施機関）に対し、次のとおり開示請求

環境省職員が「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」（2014/03/07）（以下「新通知」という。）を策定するにあたって、熊本県の職員が環境省職員に提示した資料（過去の熊本県水俣病審査会の審査実績に関する資料）のリスト。

事案が何件あったのか、どのような資料だったのか、審査会審査の資料そのものなのか、熊本県職員がまとめた資料を作ったのか、当該資料の作成者は誰か、などの提示した資料の状況・実態が具体的にわかるもの。

H27.7.24 実施機関

本件開示請求に係る行政文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定

H27.8.19 異議申立人

本件不開示決定を不服として、異議申立て

H27.9.3 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第169号）

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

- ・本件不開示決定を取り消して、開示を求める。
- ・資料の提示は、環境省が新通知を作成するにあたって、熊本県の過去の認定審査実態の正当性を主張するために、熊本県側から環境省へ申し入れたものであるから、資料を取捨選択・整理して、資料リストや資料の趣旨説明書等を作成・管理する義務・責任は熊本県側にある。
- ・審査会資料は、申請者個人だけでなく家族も含めた、氏名・生活歴・病歴など重要な個人情報を含むものであり、たとえ相手が水俣病認定業務についての上級行政庁である環境省の職員であっても、適切な立会・監視もせず、外部の者に閲覧させ、閲覧した者がどんな情報を持ち帰ったのかを把握しなかったということは、個人情報保護の観点からも看過できず、熊本県個人情報保護条例第12条に抵触する可能性もある。また、認定審査会資料は、申請者の水俣病認定を左右する重要な資料であり、紛失や他者資料との紛れ、不正使用等の不祥事がないよう、貸出閲覧簿によって、閲覧・利用を管理するのが文書管理の基本である。
- ・熊本県行政文書等の管理に関する条例等では、県の「活動や歴史的事実の

記録である行政文書等が、「健全な民主主義の県民共有の知的資源」という認識のもと、「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」、「処理に係る事案が軽微なものである場合を除き」、県の活動・実績について文書を作成・保管することを原則とすると定められている。

(2) 実施機関

- ・環境省職員が熊本県資料を閲覧した経緯はあるが、環境省からリスト等の提示がなく、また県としても作成する必要がなかったため、請求に係る、環境省職員が閲覧した資料の具体的内容を示す文書は、作成又は取得しておらず、存在しない。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が行った本件不開示決定は、妥当である。

(2) 理由

実施機関は、認定審査会資料の閲覧は環境省から県水俣病審査課長に口頭で申出があり、その対応について課長が担当職員に口頭で指示した、また、同資料を閲覧した環境省職員は県が開催する認定審査会に同席し、当該審査会における資料について十分把握しており、閲覧を円滑に行ううえでは、資料リスト、資料の趣旨説明書、まとめた資料等を作成する必要がなかったと説明している。

また、実施機関は、閲覧の記録を作成しなかった経緯については、認定審査会資料は施錠した書庫に保管しており、職員が利用するものであるため、普段から閲覧に係る管理簿等は作成しておらず、また、県の担当職員は、環境省職員が依頼する同資料を水俣病審査課の書庫から閲覧場所に持っていったものであり、意見等を求められたわけではないため、特に記録を作成しなかったと説明している。

今回の閲覧は認定審査会資料について十分把握している環境省職員による閲覧であったということを考慮すると、上記のような経緯で県の対応に関する記録を作成しなかったという実施機関の説明は理解できないわけではない。したがって、環境省職員が閲覧した資料の具体的内容を示す文書は存在しないとする実施機関の説明を否定することはできない。

(3) 付帯意見

本件の環境省職員による閲覧は、認定審査会資料という重要な個人情報記載された行政文書の閲覧であるにも関わらず、閲覧を認めた判断や閲覧の状況等県の対応に関する記録が一切残されていない。

重要な個人情報が記載された行政文書を外部の者に閲覧させるに当たっては、文書管理や個人情報保護の観点から、当審査会としては、今後、誰に対してどの資料を閲覧させるのかの判断の記録や誰が誰に対してどの資料を閲覧させたかの記録を作成すべきであると考えられる。

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成27年 9月 3日（諮問第169号）
答申日	：平成29年10月27日（答申第133号）
事案名	：環境省職員が通知を作成するに当たり、熊本県職員が環境省職員に提示した資料のリストの不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、環境省職員が水俣病認定における総合的検討に関する通知を作成するに当たり熊本県職員が環境省職員に提示した資料のリストについて、平成27年7月24日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成27年7月10日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

環境省職員が「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」（2014/03/07）を策定するにあたって、熊本県の職員が環境省職員に提示した資料（過去の熊本県水俣病審査会の審査実績に関する資料）のリスト。

事案が何件あったのか、どのような資料だったのか、審査会審査の資料そのものなのか、熊本県職員がまとめた資料を作ったのか、当該資料の作成者は誰か、などの提示した資料の状況・実態が具体的にわかるもの。

- 2 平成27年7月24日、実施機関は、本件開示請求に係る文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 平成27年8月19日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成27年9月3日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消して、開示することを求める。

- 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりで

ある。

- (1) 資料（過去の熊本県水俣病審査会の審査実績に関する資料）の提示は、環境省が「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」（以下「新通知」という。）を作成するにあたって、熊本県の過去の認定審査実態の正当性を主張するために、熊本県側から環境省へ申し入れたものであるから、資料を取捨選択・整理して、資料リストや資料の趣旨説明書等を作成・管理する義務・責任は熊本県側にある。
- (2) 知事が保有する行政文書の管理に関する規則（以下「行政文書管理規則」という。）第2条によれば、熊本県が国の施策に何か提案しようとするときには、文書を作成しなければならないと定められている。
- (3) ○○訴訟最高裁判決当時の環境省特殊疾病対策室の職員は、いずれも就任から1年未満であったから、熊本県にどのような資料があるか知るよしもなく、環境省側から資料のリストの提示がなかったのは当然である。
- (4) 情報収集担当であった環境保健部企画課長補佐は、医師免許を取得している技官でもなければ、水俣病事件を詳細に分析・研修している研究者でもない。一方、熊本県が同補佐に提示した審査会資料は、認定された人だけでも約1,800人、申請総数は約20,000人分にもおよぶ膨大な医学関係資料であり、このような資料を、何の整理もせず、説明も加えず、ただ提示しただけというのでは、熊本県の認定審査実態の正当性を主張することができるか疑わしい。
- (5) 水俣病審査課に電話照会したところ、「膨大な審査会資料を、熊本県職員が取捨選択することなく、そのまま出した。資料について特に説明等はしていない。また、県職員が常に付いていたわけではないので、環境省職員が提示した資料の中から何件についてどんな情報を得ていたのか、等は把握していない」という回答であった。
- (6) 別件で環境省に対して行政文書開示請求を行ったところ、審査会資料を閲覧した環境省職員は、閲覧した際に何のメモも作成しなかったとのことである。
- (7) 審査会資料は、申請者個人だけでなく家族も含めた、氏名・生活歴・病歴など重要な個人情報を含むものであり、たとえ相手が水俣病認定業務についての上級行政庁である環境省の職員であっても、適切な立会・監視もせず、外部の者に閲覧させ、閲覧した者がどんな情報を持ち帰ったのかを把握しなかったということは、個人情報保護の観点からも看過できず、熊本県個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第12条に抵触する可能性もある。
- (8) 認定審査会資料は、申請者の水俣病認定を左右する重要な資料であ

り、紛失や他者資料との紛れ、不正使用等の不祥事がないよう、貸出閲覧簿によって、閲覧・利用を管理するのが文書管理の基本である。

- (9) 熊本県行政文書等の管理に関する条例第1条及び第4条、熊本県行政文書管理規程第9条及び第10条、行政文書管理規則第2条では、県の「活動や歴史的事実の記録である行政文書等が、健全な民主主義の県民共有の知的資源」という認識のもと、「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」、「処理に係る事案が軽微なものである場合を除き」、県の活動・実績について文書を作成・保管することを原則とすると定められており、熊本県職員ならば当然熟知している。
- (10) 以上のとおり、本件不開示決定通知書に記載されている不作成・不取得という不開示理由は、事実を隠蔽するものであるから、本件不開示決定を取り消すとともに、開示請求に係る文書を開示するよう求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書での説明内容は、以下のとおりである。

環境省職員が熊本県資料を閲覧した経緯はあるが、環境省からリスト等の提示がなく、また県としても作成する必要がなかったため、請求に係る、環境省職員が閲覧した資料の具体的内容を示す文書は、作成又は取得しておらず、存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 資料閲覧の経緯について

実施機関は、本件開示請求の文書の不存在について、第4のとおり説明している。当審査会が、環境省職員が熊本県資料を閲覧した経緯について実施機関に対し詳細な説明を求めたところ、次のとおりであった。

- ① 熊本県資料の閲覧は、県から環境省に申し入れたものではなく、環境省特殊疾病対策室から県水俣病審査課長（以下「課長」という。）に口頭で申出があり、課長がその対応について担当職員に口頭で指示し、環境省職員が過去の認定審査会資料を閲覧したものである。
- ② 閲覧の目的は、水俣病認定における総合的検討のあり方について具体化するためと聞いていた。個人情報保護条例第8条第2項第7号に規定する個人情報を実施機関以外の者に提供することができる場合に該当すると判断し、新通知策定に協力するという知事の意向を受け、

協力の一環として認定審査会資料の閲覧に対応した。

- ③ 認定審査会資料を閲覧した環境省職員は、熊本県が開催する認定審査会に同席し、同資料について十分把握しており、県は資料リストや、資料の趣旨説明書等、まとめた資料等を作成する必要がなかった。
- ④ 認定審査会資料は基本的に水俣病審査課の施錠した書庫に保管しており、業務上必要が生じたときに職員が利用するものであるため、普段から閲覧に係る管理簿等は作成していない。
- ⑤ 閲覧は、水俣病審査課内の打合せスペースで、開催した認定審査会ごとに綴られている認定申請者一人当たり1、2枚程度の認定審査会資料をめくりながら行われた。閲覧には担当職員が対応したが、付きっきりで立ち会ったわけではなく、環境省職員が依頼する同資料を水俣病審査課の書庫から閲覧場所に持っていったものであり、特に記録等は作成しなかった。

なお、当審査会が、環境省職員が閲覧した認定審査会資料の様式「公害健康被害認定審査会審査資料」を見分したところ、当該様式は表裏1枚で、表面には申請者の居住歴、職業歴や毛髪のHg測定等の記載欄があり、裏面には医学的所見の記載欄があった。また、環境省職員が閲覧した認定審査会資料は、申請者各人の「公害健康被害認定審査会審査資料」が開催された認定審査会ごとに綴られている資料であることを確認した。

2 本件不開示決定の妥当性について

認定審査会資料という重要な個人情報に記載された行政文書を環境省に閲覧させるに当たっては、後記付帯意見に記載するとおり、県の対応に関する記録を作成すべきであったと考える。

実施機関は、上記1のとおり、認定審査会資料の閲覧は環境省から課長に口頭で申出があり、その対応について課長が担当職員に口頭で指示した、また、同資料を閲覧した環境省職員は県が開催する認定審査会に同席し、当該審査会における資料について十分把握しており、閲覧を円滑に行ううえでは、資料リスト、資料の趣旨説明書、まとめた資料等を作成する必要がなかったと説明している。

また、実施機関は、閲覧の記録を作成しなかった経緯については、上記1のとおり、認定審査会資料は施錠した書庫に保管しており、職員が利用するものであるため、普段から閲覧に係る管理簿等は作成しておらず、また、県の担当職員は、環境省職員が依頼する同資料を水俣病審査課の書庫から閲覧場所に持っていったものであり、意見等を求められたわけではないため、特に記録を作成しなかったと説明している。

前述のとおり、県の対応に関する記録を作成すべきであったと考えられ

るものの、今回の閲覧は認定審査会資料について十分把握している環境省職員による閲覧であったということを考慮すると、上記のような経緯で県の対応に関する記録を作成しなかったという実施機関の説明は理解できないわけではない。

以上の検討から、環境省からはリスト等の提示がなく、また、熊本県としてもリストを作成する必要がなかったため、環境省職員が閲覧した資料の具体的内容を示す文書は作成又は取得しておらず存在しないとする実施機関の説明を否定することはできない。

よって、本件開示請求に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

本件の環境省職員による閲覧は、認定審査会資料という重要な個人情報に記載された行政文書の閲覧であるにも関わらず、閲覧を認めた判断や閲覧の状況等県の対応に関する記録が一切残されていない。

重要な個人情報が記載された行政文書を外部の者に閲覧させるに当たっては、文書管理や個人情報保護の観点から、当審査会としては、今後、誰に対してどの資料を閲覧させるのかの判断の記録や誰が誰に対してどの資料を閲覧させたかの記録を作成すべきであると考えます。

熊本県情報公開審査会

会	長	鹿瀬島正剛
会長職務代理者	原島	良成
委	員	立石 邦子
委	員	井寺 美穂
委	員	末松 恵美

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年 9月 3日	・ 諮問（第169号）
平成28年 2月16日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成28年 3月16日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成29年 4月18日	・ 審議
平成29年 5月16日	・ 審議
平成29年 6月20日	・ 異議申立人の口頭意見陳述の実施、実施機関からの説明聴取及び審議
平成29年 7月18日	・ 審議
平成29年 8月15日	・ 審議
平成29年 9月19日	・ 審議